

第37回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成28年11月15日(火) 10:00～12:45 (途中休憩有)

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、阿部委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

進藤次長、室谷参事官、川渕企画官

原子力発電環境整備機構 (NUMO)

梅木理事

高度情報科学技術研究機構 (RIST)

小泉データベース部長

電気事業連合会

竹内広報部長

日本エネルギー経済研究所

村上戦略研究ユニット原子力グループマネージャー

日本原子力学会

小原理事

日本原子力産業協会

杉山事務局長

日本原子力研究開発機構 (JAEA)

三浦理事

日本原子力文化財団

伊藤理事長

日本電機工業会

多田原子力部長

量子科学技術研究開発機構 (QST)

神田放射線防護情報統合センター長

原子力安全推進協会（JANSI）

平岡理事

エネルギーコンサルタント

宮沢氏

原子力規制庁長官官房放射線対策・保障措置課放射線規制室

松本室長補佐

外務省アジア大洋州局南部アジア部南西アジア課

有吉課長

軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室

砂原首席事務官

4. 議 題

- (1) 理解の深化 ～根拠に基づく情報体系の整備について～（見解）（原子力発電環境整備機構、高度情報科学技術研究機構、電気事業連合会、日本エネルギー経済研究所、日本原子力学会、日本原子力産業協会、日本原子力研究開発機構、日本原子力文化財団、日本電機工業会、量子科学技術研究開発機構、他）
- (2) 日・インド原子力協定の署名について（外務省）
- (3) その他

5. 配付資料

- (1-1) 根拠に基づく情報体系の整備について（第36回定例会議における主な意見）
- (1-2) 理解の深化 ～根拠に基づく情報体系の整備について～（見解）（案）
- (2-1) 日印原子力協定の署名
- (2-2) 日印原子力協定の署名について
- (2-3) 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定
- (2-4) 見解及び了解に関する公文

参考資料

- (1-1) 理解の深化 ～根拠に基づく情報体系の構築について～
- (1-2) 「理解の深化」～根拠に基づく情報体系の構築について～【検討すべき事項】

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第37回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が理解の深化 ～根拠に基づく情報体系の整備について～（見解）、二つ目が日・インド原子力協定の署名について、三つ目がその他です。

本日の会議は、12時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。1件目の議題でございます。「理解の深化 ～根拠に基づく情報体系の整備について～（見解）」ということでございます。

本日は、前回の議論に続きまして、原子力関係機関の方々にお集まりいただいております。事務局の川渕企画官から、出席者の紹介と議題内容について御説明を申し上げます。

よろしくをお願いします。

(川渕企画官) 事務局でございます。

まず初めに、少しおわびを申し上げたいと思っております。前回、先週お集まりいただいたときに、かなり意見を言っていただきまして、「うちとしては、もう全部意見を言い切った」というふうに、率直に言っていただいたところもございましたけれども、今回の見解につきましては、皆様と議論させていただいた上で、皆さまの総意という形でまとめさせていただきたいということで、今回、改めて見解の案そのものをお配りさせていただいております。皆さまでもう一度議論させていただいて、決定させていただければと考えております。

本日の御参加の方々につきまして、読み上げさせていただきたいと思えます。

まず、組織のアイウエオ順でございますけれども、原子力発電環境整備機構の理事、梅木博之様。高度情報科学技術研究機構データベース部長、小泉興一様。電気事業連合会広報部長、竹内謙介様。日本エネルギー経済研究所戦略研究ユニット原子力グループマネージャー、村上朋子様。日本原子力学会理事、小原徹様。日本原子力産業協会事務局長、杉山一弥様。日本原子力研究開発機構理事、三浦幸俊様。日本原子力文化財団理事長、伊藤隆彦様。日本電機工業会原子力部長、多田伸雄様。量子科学技術研究開発機構放射線防護情報統合センター長、神田玲子様。オブザーバーとしまして、原子力安全推進協会理事、平岡洋一様。エネルギーコンサルタント、宮沢龍雄様。原子力規制庁放射線対策・保障措置

課、松本補佐。

続きまして、議題の内容を御説明いたします。

資料をお配りさせていただいております。資料につきましては4種類配付させていただいてまして、資料1-1、1-2、及び参考資料1-1、1-2という形になっております。1-1が「根拠に基づく情報体系の整備について」、前回の、第36回定例会議における主な意見と書いてありますけれども、意見を集約させていただいたものになっております。1-2が見解案そのものになっておりまして、本日は、これをメインに議論させていただきたいと考えております。参考資料1-1は前回の資料そのままでございます。私の御説明に当たりまして、この参考資料1-1のパワーポイントを横に出して見ていただくと、前回の議論を踏まえまして、今回の見解にどういうふうにつながったかというのが分かりやすくなるかと思っておりますので、パワーポイントを横に出しておいていただけると助かります。よろしく申し上げます。

早速、資料の御説明と議論の方に移らせていただきたいと思います。まず、資料1-1、前回の定例会議における意見の集約したものを読み上げさせていただきたいと思います。

まず、「全体概要に対する主な意見」、1ぽつでございます。

一般の方々を対象として理解を深めていただくための、根拠に基づく情報体系の整備が必要であること、これまで必要な情報発信が十分なされていなかったといった問題意識に関しては、皆様で御共有いただけたかと認識しております。

2個目の丸でございます。東電福島第一原発事故後、安全規制の見直しや自主的安全性の強化が進められてきていますけれども、ゼロリスクはあり得ない。また一方で、原子力を止めれば、その他のリスクが生じる。科学的根拠に基づいて、一般の方々お一人お一人が合理的に判断をし、合意を形成していくことが必要である。そのためには、根拠に基づく情報の提供や、双方向の対話を初めとしたいろいろな活動が必要である。また、双方向の対話活動を行う上でも、根拠に基づく情報は大切であるということでございます。

ここについても、合意を頂けたかと認識しております。

3番です。これは当たり前のことでございますけれども、作り手の立場からではなく、受け手側の立場に立った情報の発信、また、持続性が求められるということでございます。データベース等々を整備する上では極めて当然のことではございますけれども、改めて原子力の領域の中では認識すべきではないかということでございます。

2ぽつでございます。「個別に対する主な意見」ということでございます。

1 個目の括弧ですけれども、「橋渡し情報（第2層目）について」ということ。まずここで、「橋渡し情報」というネーミングが出てきたということですが、前回のパワポの資料を見ていただければ、これは「境界情報」となっております。実は、その「境界」という単語がポジティブなイメージに捉えないのではないかとというような意見を頂いております。特に、G o o g l eで「境界」と打ち込みますと、「境界性人格障害」という病気の名前が一番最初に出てくるということで、これこそ正に検索性の問題だということで、検索性をよくするという意味でも、「橋渡し情報」という形で定義するのはどうかという、一つの提案がここに隠れております。

橋渡し情報（第2層目）を作成するに当たっては解釈が入ってしまう。例えば、国際機関の報告書（第3層目に該当）をただ翻訳すれば良いのではなくて、解釈を入れて一般の方々に分かりやすく解説する必要があることから、品質の確保が求められるということ。

2 個目の丸と1 個目の丸はつながっておりますけれども、第2層目の作成の品質及び信頼性の確保、必要な場合の資金等について、引き続き議論が必要でありますということがございます。

3 個目ですけれども、用語集的なものではあるけれども、専門家向け情報、根拠としての役割を担っていると考えられるA T O M I C Aさんがあり、全体の中でうまく位置づけてほしいという御意見。また、コンテンツをどう作っていくかというのも議論させてほしいということでもございました。

その次、「各層の連結について」ということでもございます。これは、つながりの部分でございます。このあたりは、各社から御意見を頂いたところでございます。

資料の出典を記載するようにしているけれども、その先の根拠へのつながりについては、関係機関の分担ですとか、関係機関の関与が必要であって、進め方には今後検討が必要であるということです。これは、一つのところで突き詰めた議論をしていく中でも、他のことを聞かれるので、ちゃんとしたつながりを意識した方がいいということで、これはNUM Oの方から何回か意見を頂いたものでございます。

裏のページでございます。

「検索性について」の1 個目でございます。これは、極めて先進的な事例に対する問題意識ではございますけれども、日本エネルギー経済研究所は各種電源について経済性の評価を行い、ホームページで公開しています。これは橋渡し情報に該当するという意識で作ったのですけれども、結果としては、現状では、専門家ですとか事業者が分析に使用してい

るということで、3層目の情報として使われている。一般の方々は、雑誌ですとか書籍のセンセーショナルな情報を見てしまう傾向があり、検索性をいかに分かりやすくするか、アクセスしてもらいやすくするかといった工夫が必要であるということでございます。これは、特にエネ研さんが抱えている問題意識でございます。検索性をよくするとともに、例えば、多様性ですとか、選択肢を広げるというようなこともあり得るかと思われまじけれども、これは見解の方で反映させております。

最後でございます。「中立性、信頼性、独立性について」ということでございます。この単語を使うことがいいかどうかという議論はありますけれども、この点につきましては5個ほど意見を頂いています。

原子力事業が現在、実施されている以上、その理由や、科学的に正確な情報を提供し、説明することは必要である。事業者責任というか、説明責任ということだと理解しております。

2個目。科学的な情報と社会科学的情報では性格が異なってくる。いずれの場合も、情報作成や提供の方針・方法を明示していくことが良いのではないかとございませぬ。ですので、その解釈が入ってしまう部分もありますけれども、編集方針とか、そういったものを明確にすることで、信用性が確保できるのではないかと御提案でございませぬ。

3個目。「正しい」・「正しくない」という議論ではなく、科学的に正確であることが重要ということでございます。

4個目。科学的データについては、科学的プロセスに基づき検証されているものであり、独立性、中立性をそこまで気にしなくても良いのではないかとございませぬ。ここが、ある種その中立性ですとか、そういった単語に対する一つの答えかなということでございます。

5つ目。インターネットのサイトが客観的であると思われないと、見に来てくれないのではないかとございませぬ。全く違うところに新しい組織を作ってはどうかというような意見も頂いております。

こういったところの5個のポイントを踏まえて、見解の方に反映させております。

「その他」でございませぬけれども、これは原文財団さんの方から頂いたコメントでございます。コミュニケーションは本来双方向の対話も含まれる。PUSH型とすると、その意味が含まれないのではないかとございませぬ。ここも見解の方には工夫して反映しております

ので、以上でございます。

まず、前回の定例会における意見の集約をさせていただいた資料でございます。

続きまして、早速見解（案）に移らせていただきたいと思います。

1ぽつの「はじめに」から、最終的に実際何をするかというアクション、5ぽつまで続いております。これは長いので、できれば1ぽつ、2ぽつを一緒に説明させていただき、その後、少し議論させていただき、3ぽつ、4ぽつ、また議論させていただき、5ぽつの最終的なアクションの議論というふうにさせていただければと思っております。よろしいでしょうか。

まず、1ぽつが「はじめに」ということと、2ぽつが「理解の深化に求められる構造」という、基本的な、起承転結の初めの部分になってきております。

まず、「はじめに」です。読み上げさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故は（以下「東電福島原発事故」という。）、福島県民初め国民に多大な被害を及ぼし、依然として国民の原子力への不信・不安が根強く残っています。今後、原子力の利用を考えるに当たっては、国民の不信や不安に対して真摯に向き合い、一人一人が、科学的に認められている情報に基づいての理解を深め、合理的に判断し、それで議論を通じて合意を形成していくことが不可欠である。そのために必要なあらゆる取組をより一層充実させていくことが求められる。

また、本年度開催されましたG7伊勢志摩サミットの首脳宣言においても、「原子力政策に対する社会的理解を高めるためには、科学的知見に基づく対話と透明性の向上が重要である」と宣言されておりまして、理解を深める活動が国際的にも求められているということでございます。

2ぽつです、「理解の深化に求められる構造」。これは、最後のページに別紙がついていますがけれども、前回のパワーポイントの2ページ目の図と同じでございますので、それも出しておいていただけるといいかなと思います。

従来から原子力関連機関等により、原子力発電所が立地する地元住民等を対象に、対面によるコミュニケーション活動を中心として様々な理解活動が行われてきた。原子力発電に対する不安を抱える地元住民等向けの双方向の対話活動は引き続き重要である。加えて、東電福島原発事故以降、立地地域に限らず、国民全体がステークホルダーとなった。国民全体、世の中の大半を占める一般の方々の原子力への不信や不安、関心が高まっており、国民全体を対象とした活動が求められております。原発立地地域に加え、一般の方々の関

心に応えるためには、①、ここで図が出てきますけれども、広報やメディア、双方向の対話等のコミュニケーション活動とともに、②インターネット等を活用して、オピニオンリーダー、メディア記者、専門家に限らず、一般の方々等が知りたいときに情報を自ら入手できる情報体系の整備が求められる。情報体系が整備されることによって、平時における科学的根拠や客観的根拠に基づくコミュニケーション活動も更に進展することが期待されるとともに、緊急時に国民が的確な情報を探せば見つけられる状態を実現できることから、緊急時においても、混乱を防ぐ点でも効果があると考えられます。したがって、コミュニケーション活動と情報体系の整備の2つの活動のうち、今回はまず、基盤的な情報体系の整備、別紙の左側になります、「基盤となる根拠に基づく情報体系・優れた検索システム」部分について取り上げることとしますということでございます。

この1ぽつと2ぽつでございます。

少し工夫した点を御紹介しますと、まず、「はじめに」のところでございますけれども、これが世の中に出たときに分かりやすく御理解いただくために、「一人一人が、科学的に認められている情報に基づいて理解を深め、合理的に判断をし、議論を通じて合意を形成していくことが不可欠である」というところを、前回の議論に加えて追加させていただいたということでございます。

2ぽつの「理解の深化に求められる構造」ですけれども、やはりその4行目の、「国民全体がステークホルダーとなった」というところをしっかりと明記いたしました。6、7行目、「国民全体を対象とした活動が求められている」、「立地地域に加え、一般の方々の関心に応えるためには」、①のところですが、今までは、広報ですとか、メディアですとか、ある種打ち出していく方向とともに、やはり現状においても、地元における双方向の対話等々を積極的にやっていたというところもございまして、これも加えまして、全体的にコミュニケーション活動という形で整理をさせていただきました。このあたりは、特に原文財団さんが積極的に御発言いただいたところを反映させていただいたものでございます。

②の2行目ですが、この「情報体系の整備」ということで、前回の資料の中には、「構築」というふうに使わせていただいたと思うのですが、この「整備」の方が非常に、それぞれの、個々の機関の方々が、まずは整備をするというイメージ、印象が出るということで、「整備」にさせていただいております。

1ぽつ、2ぽつにつきましては以上でございます。何か御質問、御意見等ございますでし

ようか。

電工会、多田部長。

(多田原子力部長) 2 ぽつのところ、4 行目で、事故以降、国民全体がステークホルダーとなったというのを明記されたということだったのですけれども、私は、ちょっとここは違和感があって、事故の前はステークホルダーではなかったのかという意見が出ないかなと思っています。重みは増してきたのかもしれないのですが、ステークホルダーであったことは間違いがないのだと思うので、少し表現を変えたらどうかなと思います。

(川渕企画官) ありがとうございます。この部分に関してはよろしいでしょうか。

では、例えば、「ステークホルダーとしての重みが増してきた」というような形の表現ぶりということで理解いたしました。

他にございますでしょうか。

阿部委員よろしく申し上げます。

(阿部委員) 川渕さんが一生懸命議論をまとめてやってくれたので、大変その努力は評価しますし、また、いろいろな方向から圧力も、厳しい面もある中で努力してこられたことは評価するのですが、前回も申し上げたのですが、全体のトーンが、科学的であるということを理解すれば答えが出てくる、全てそれでやればうまくいくという、こういう非常に大きな前提に基づいてできているような気がするのです。

この文章は、見解あるいは主な意見を検索して、「科学的」という言葉がすごくたくさん出てきますね。私は、つらつら考えてみたのですが、歴史的に、科学的に物事を考えればいい方向に行くというのは、ルネッサンスの頃の啓蒙（けいもう）思想ですね、あそのときにいろいろなものを、それまでの宗教的な考えから、科学的にもの考えてやれば、いろいろ人間性も、経済活動も、いろんなことが良くなると。

日本は明治維新以来、文明開化、外国の科学を入れればいろんなものはうまくいくということでやってきたので、特に日本の社会では、この「科学的」というのは非常にプラスシンボルで、それによって物事はうまくいくのだというのが非常に強いのですね。恐らく、日本の代表の方もそれを主張して、G7のサミットの文章に、宣言に入ったのだと思いますが、ただ、世界を広く見渡してみると、例えば、最近アメリカで選挙があって、トランプ候補が当選しましたが、気候変動については、あれについて非常に疑問を持っている方が、彼の支持者、あるいは側近にはいるのです。恐らくそれが動き始めるかと思えますけれども。

実は、地球環境、気候変動の話は、あれは一つの科学的作業仮説に基づいているのです。そうですね、皆さんよく勉強しておられるので御存じかと思いますが、同じことは、私ども原子力の世界についても言えて、このテーマの一つである放射能の影響についても、あれも作業仮説ですね。直線仮説という仮説があって、それに基づけば、こういうふうは何ミリシーベルトに抑えた方がいいのだ、何マイクロシーベルトだということになっているわけで、ことほどさように、自然科学の分野でも、いろんなものは仮説に基づいているということは、私はそれなりの謙虚さを持って接するべきではないかと思うのです。

ここでは、科学的なもの、根拠があるものを示せば、世の中の理解は全部進むというふうに、大前提に基づいて議論が進められていますけれども、そこは、私は少し謙虚さを持って臨んでいいのではないかなと思います。

それから、科学的というと、何となく自然科学を考えますね。自然科学は往々にして答えが一つなのです。1足す1は2であるし、直線は真っすぐだという仮説に基づいてできているわけですが、実は、そうでないということもあるのです。アインシュタインが言っているみたいに、直線と思ったのが、実は直線ではないということもあって、そこも違うのですけれども、これは、特に社会科学、あるいは人文科学の面に行くと、更にこれは違ってきますので、実は、私は、「科学的」というときには、自然科学のみならず社会科学も入るというふうに考えておりました、ただ、ここの、主な意見の要約の中に、自然科学と、そうではない社会科学では性格が異なっていると、そこでもう認めていますけれども、特に、私も原子力を考えるときに大事なことは、社会科学的な側面、私の言葉で言えば、経済合理性というものが非常に大事ではないかと思うのです。科学的に可能であるということと、それが経済的合理性を持っているかということ、また別の問題なので、そこも、「科学的」というときには、一つの合理性というものも考える必要がある。

それから、だんだん科学が進歩してきて、最近分かってきたことは、人間には心理というものがあり、心の問題もあるということで、「何ミリシーベルトだから、あなたは大丈夫なのだ」と、「放射能は心配しなくていいんだ」と言っても、やっぱり、かなり人は不安に思う人がいるし、これは、最近の医学では、不安を持つということによって、いろんな体の機能にも影響するし、それが抵抗力、病気にも影響してくるということが分かったので、これを物理学的に根拠がないから正しくないというのはどうかなと思いますので、そういう意味において、「科学的」というものを、私は自然科学以外の、医学も自然科学だと思いますが、社会科学も含めて広く考える必要があるということが、私の、特に1ば

つに関する感想でございます。

(岡委員長) 少し始まっていますけれども、御発表のときは、お名前と所属をおっしゃって、議事録をとるので、後で起こしますので。

それでは、伊藤さんお願いします。

(伊藤理事長) 原子力文化財団の伊藤でございます。

今の阿部委員長代理のお話で、私も、科学というのが大変幅広い意味を持っているというのは全く同意するところでございますが、ただ、私も先回申し上げましたように、やはり、今大事なのは、この場では「科学」という言葉に代表されておりますが、おっしゃるとおり、これは自然科学から、社会科学から、あるいは工学まで、非常に幅広い分野を含んだものに対して、先回申し上げましたように、一人一人、今、心理的問題、あるいは感情的問題というお話もされましたが、私は、先回、「リスク認識が一人一人異なる」という言葉で代表させてもらいましたが、そういう一人一人が、最後は、今のような包括的な、いろんな多分野の俯瞰（ふかん）的な情報を含めてどう納得に至るかということが、やはり今求められている。そういう意味で、対話というのは、一つの非常に大事な場だと。というのは、いわゆるPUSH型で、一方的に啓蒙（けいもう）というような、上から目線で情報を提供するだけではなくて、一人一人が、今のような心理的、あるいはいろんな知識を持っている。感情的なものもある。そういう中で、どう腑（ふ）に落ちる状態になるかということ達成するのが対話の場であると申し上げましたが、これは非常に大事だと思います。

しかし、それだけではなくて、PUSH型の情報も、PULL型の情報も、いろんな場での情報提供、あるいは情報を受けられるという状況を作っていくことが大事ですが、そのときに大事なのは、やはり、その正しい、正しくないという議論。「正しい、正しくない」というのは、何を根拠に言っているかということがあるから、確かに、科学的なものに基づく、科学的知見に基づく情報提供だ。

ただし、おっしゃるように、科学には不確実性がありますし、あるいは、意見が全く違うものがある。あるいは、仮説というものがある。例えば、これは全く仮説だったと思うのですが、私も大反省ですが、昔、原子力を現場でやっていたところに、太平洋沖の地震はマグニチュード8.0を限界地震とすると。これは単なる仮説だったのですね。ということで、そういうものがまかり通るような状況を作ってはいけない。やはり、仮説は仮説、不確実性は不確実性がある。

科学は、あくまでも、先ほどの放射線の健康影響に対しても、100ミリシーベルト以下についてはノースレッシュولد、リニア、そういう、やはり不確実性がある。それをどう解釈するかというのは、最後は国民一人一人がそういうものをどういうふうに、そういうものがあるよということを前提にどう判断するかということであると思うので、そういう情報を提供していくことが大事だと。

ですから、根拠情報というのは、やはり、正にどちらかに、これは推進のために役に立つという変な言い方ですが、推進のためになる情報、あるいは、むしろ反対のためになる情報、そういう一方的な情報ではなくて、やはり科学的にはこういう知見があるということは、もし不確実性があるのであれば、その点も含めて提供していくことが大事ではないかということで、全体を一言で言うのは大変難しいのですが、そういう意味が、私はこの見解の中には入っているように思うのですが、もしあれでしたら、もう少しそういう意味を追加するのがいいのかなと思います。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。その他に何か。

今、1番と2番について、何か特にとということで、文面に関して何か御意見ございますでしょうか。

なければ、時間も限られているので、全部やってしまった方がいいと思います。

(川淵企画官) ありがとうございます。

では、3ぽつから5ぽつまで、続けてやらせていただきたいと思います。

3ぽつでございます。現状認識と課題。4ぽつが目標設定、ゴールです。5ぽつが、ゴールにたどり着くというか、永遠にゴールはないと思うのですけれども、取り組むべきアクションということで3つに分けております。

現状認識でございます。インターネットの普及により、国民が知りたい情報、興味を持った情報をインターネット検索で探せる時代になっています。原子力やエネルギーに関する日頃の情報源としては、依然として新聞やテレビが多い一方で、情報収集ではインターネットを活用することが多くなっています。

その下に、原文財団さんの、一般の方々に対する情報、アンケート結果をつけております。日頃の情報源としては、やはりテレビが圧倒的、85%ありますけれども、一方で、情報の収集方法、個別の方がとりにいく情報に関しては、圧倒的にインターネットが57.1%ということでございます。

一方、他国の状況を調べたのが次の段落でございます。特にアメリカですとか、イギリスでは、「なぜか」を調べたいときに、根拠に基づく情報、その解説又は要約が、ここは四つ続きますけれども、1個目は行政や国際機関、原子力関連機関等で多数作成され、2、インターネット等により開示され、3、組織横断的に関連づけされている、つながっている。4、検索性に配慮されているというもので、必要な情報を探し当てて、根拠を理解できることが多いですと。

その次、例えば、アメリカでは、原子力エネルギー協会（NEI）ですとか、原子力規制委員会（NRC）、イギリスでは原子力産業協会（NIA）を初めとした原子力関連機関も、一般向けが中心でありますけれども、根拠に基づく情報の作成、提供を積極的に行うとともに、参考文献等も示して、インターネット検索に対応するような工夫をしておるということでございます。

アメリカ、イギリスの場合では、特に1層目と2層目が非常に充実しているのではないかとこのように、我々としては、調べた感じでは考えております。それがコミュニケーションと一体化しているというのが、アメリカ、イギリスの状況というふうに理解をしております。

その次の段落でございます。ここは日本の現状です。若干耳に痛いようなことも書いてありますけれども、現状認識ということで書いております。

しかし、日本の原子力分野では、その分野の専門家ですら、知りたい情報をインターネット等により探し当てるのは容易ではない。一般向け、専門家向けの情報ともに、個別的、断片的であるとともに、検索性にも配慮されていないため、情報の根拠を見つけるのが容易ではないということで、これも前回意見を頂いたところでございます。

また、たとえ根拠を見つけられたとしても、根拠を一般向けに分かりやすく解説した文献等がないことが多く、一般の方々にとって限られた理解にとどまり、個別の根拠のつながりや、問題を俯瞰（ふかん）的に把握する、若しくは理解を深めることが困難であるということでございます。

あと、一方で、英語問題というのがありまして、さらに、米国や英国では、国際機関の報告書にアクセスできますとか、我が国では、言語の壁が大きいことに加えて、その根拠を解説した情報の作成提供は極めて限定的であるということで、理解を妨げている状況であるというふうに考えております。

こういった状況を踏まえまして、4ぽつの「目指すべき姿・目標」でございます。

こうした状況を踏まえて今回の目標は、原子力関係機関が、「根拠に基づく情報体系」を整備することにより、国民一人一人が、「自ら」が3つ続きますけれども、自らの関心に応じて、自ら見つけた情報を自ら取捨選択し、納得すると、それが「腑（ふ）に落ちる状態」になると考えられる、このような状態を実現することが重要であると考えております。

ところが、東電福島原発事故以降、我が国の原子力関連機関は、これも前回議論になりましたけれども、慎重になり過ぎていて、むしろ情報発信をしなかったと。「慎重になり過ぎ、必要な情報が提供されてこなかったことから、国民が自ら情報を見つけ、理解を深めることができなかつた問題もあった」というふうに考えられております。

その次の文が、阿部委員ですとか、伊藤理事長の御質問に対するお答えになっているかと考えておりますけれども、「今後は、科学の不確実性やリスクに十分配慮しながら、科学的に認められた情報等、根拠に基づく情報を作成し、提供していくべきである」ということとございます。ですので、科学的情報ですとか、社会科学といったところも十分配慮して、できるだけ選択肢を広げるといふことかなといふこととございます。

「取り組むべき事項」でございます。アクションでございますけれども、「根拠に基づく情報体系」の整備とは具体的に、別紙に示してございますけれども、4層構造となっております、「一般向け情報」、「橋渡し情報」、「専門家向け情報」、「根拠等」の各階層をつなぎ、一般の方々が、自らの関心に応じて、自ら検索して、必要に応じて専門的な情報までたどれるようにすることである。そのためには、まずは、作成した情報の根拠・出典の明記や、一般向けの用語集の作成により、個別的・断片的になっている情報をつなぐことが、まず有効な案であるといふこととございます。まずは、つなぐといふことが1個目。

2個目。さらに、我が国には、根拠を一般向けに解説したもの、橋渡し情報が非常に少ないので、この層の根拠に基づく情報を作成、提供する取組を強化する必要があるといふこととございます。実際は、この橋渡し情報を作るというところは、非常に苦勞を要すると理解しております。

橋渡し情報として利用できるものの例としては、放射線被ばくリスクや原子力安全、放射性廃棄物等に関して、国際機関での検討を参考に、国内の対応の考え方ですとか基準設定等を行う場合が多いことから、こういった国際機関の報告書や解説や要点も、インターネットで公開することも有効であるかなといふこととございます。

そこに、「ただし」で再度繰り返しておりますけれども、根拠を一般向けに解説したもの、橋渡し情報を作る際には、先ほどの御意見のつながってくる場所ですけれども、作成側

の解釈が入ってしまいますので、品質を担保する仕組みが求められる。なかなかこの担保する仕組みは難しいというところもありますので、様々な解釈や分析があることにも留意をし、多様性を取り入れることも大切であるということで、先ほどの答えになっているかなと考えております。

このような、根拠に基づく情報体系を整備するに当たっては、一般の方々にアクセスしてもらうための工夫ですとか、情報を見つけやすくするために、インターネットでの検索性にも留意をする必要があります。例えば、検索されやすい原稿・ウェブサイトの作り方のマニュアルを原子力関係機関で作成し、共有することも有効であるというふうに考えております。

その次に4層構造を書いております。

その次の段落でございます。なお、根拠に基づく情報の作成、特に橋渡し情報に位置づけられる根拠を一般向けに解説したものの作成については、作成者の俯瞰（ふかん）力の向上になることから、人材育成の観点からも使えるのではないかと。これは原子力委員会としての意見でございます。要は、俯瞰（ふかん）的に物を見られる方が作るのか、若しくは、もともと研究されていた方ですとか、技術者の方が2層目を作るという努力をすることで、人材育成の観点からも有効ではないかという原子力委員会としての提案でございます。

また、「根拠の情報、特に必要性の高い専門的情報の解説やレビューの作成は簡単な仕事ではない。組織を挙げて、能力のある人材を充てて取り組む必要があることも留意すべきである」という、こちらも提案でございます。

その次の段落でございます。原子力分野はいろいろ多岐にわたりますので、ただ、それを一斉に全部「用意、ドン」とすることはかなり厳しいということで、まずは四つの分野からということで、一般の方々、国民の方々の関心が非常に高いと思われる四つの分野を提案させていただいております。

1個目が、「地球環境・経済性・エネルギーセキュリティー関連」、2個目が「安全・防災」、3個目が「放射性廃棄物」、4個目が「放射線被ばくリスク」という提案をさせていただきます。

その次の段落でございます。「また、こういった取組については、中立性、独立性が指摘されることもあるということで、科学的に認められた情報、客観的な事実とともに、作成方針や提供の仕方も併せて発信することで信頼を得ると考えられる。」、こういった編集

方針ですかとか、こういった作成方針ですか、こういう意見を踏まえています、こういう方が選びましたというような作成方針、それから提供の仕方も、信頼を得るための一つの手段かなと考えております。

一方、原子力事業や安全確保の実施においては、「第一義的責任を有するのは原子力関係機関であり、原子力関連機関が福島事故を真摯に反省し、自らを律し、適切に根拠に基づく情報の作成、提供を行っていくべきである」ということをございます。ここは、原子力委員会を含めた、我々のある種の宣言になればというふうに考えている文章をございます。

また、「このような根拠に基づく情報体系の整備は、継続的に行われていくことが極めて重要です。原子力関係機関が問題意識をきちんと理解し、責任を持って続けていくことも必要であります。そのためには、優先度が高い分野に関係が深い」、ここに今日お集まりいただいている方々の機関名を列挙させていただいております。「この10の機関が中心となって、連絡協議会のようなものを立ち上げ、課題・進め方の整理や情報共有を行う。」もちろん、先ほど議論しました、編集方針を決めるとか、作成方針、情報の提供の仕方などもこの場で議論できればというふうに考えております。連携しながら進めることを期待したいと。

「原子力委員会も、連絡協議会に参加するとともに、各組織における独自の取組等についても随時確認をしていくこととしたい」と考えております。

最後ですが、「双方向」というところです。本見解では、左側の「根拠に基づく情報体系の整備について」を取り上げておりますけれども、原子力委員会でも、今後、「コミュニケーション活動について」も重要だという認識なので、こちらについても検討を進めていくということで考えております。

説明は以上でございます。

(岡委員長) あと、パワーポイント資料で、これは前回、両方とも配られているのですか。もし配られていて、もう変更したところ、先ほど「橋渡し情報」という変更があったようですけれども、それ以外、何か大きな変化はあるのでしょうか。これは今回初めてですか。

(川淵企画官) パワーポイントは、前回配ったものと全く同じでございます。前回のときから、いろいろ御意見いただいたものを踏まえて、今回のWordの見解の案に修正しているということでございます。

(岡委員長) それでは、今日は見解を中心に御意見を頂ければいいということですね。

それではお願いします。阿部委員から、お名前をおっしゃって。

(阿部委員) 原子力委員の阿部でございます。

この最後の段落、これからどうするかということが書いてあって、最後は、この作業のための連絡協議会を作るということが書いてあって、そこに参加する組織の名前がずっと載っていますが、最初は、ちょっとどうかなと思ったのは、ここに今日お集まりいただいている方は、お集まりいただいている方と、それからオブザーバーという形にはなっていませんね。でも、見ると、オブザーバーの方は、ここの連絡協議会に入らないということなのです。

この、例えば、原子力安全推進協会は、自らの選択として入らないというふうにして、今日はオブザーバーという形なのですか。それとも、誰か他の人が、「入らない方がいい」と言ったのか、そのあたりはどうなのですか。

(平岡理事) 原子力安全推進協会理事の平岡でございます。

私どもの方は、前回にも御説明いたしました、いわゆる自主規制組織という形で発足し、活動しております。したがって、第一義的に、一般向けの広報活動を、我々の活動の主たる活動としては位置づけていないという立場がございます。しかしながら、いわゆる専門家向け、特に、事業者向けのいろいろなガイドラインを作ったり、そういう専門家向けの技術情報を扱っているという観点から、例えば、事業者さんが発信していただける情報の根拠を書かれるときに、我々はサポートさせていただくという立場で、間接的にはかかわることができるだろうというようなことも含めまして、最初、参加させていただくときに、いわゆる主たる機関ではないですけれども、間接的に我々もかかわるといことで、オブザーバーとしての参加をさせていただくという位置づけで出席させていただいております。

(阿部委員) 他の方も、そうすると同じような、似たような。

それから、連絡協議会には引き続きオブザーバーとしてお入りいただくという、これはもちろん当事者の決めることですが、そういう想定でしょうか。

(川渕企画官) 問題意識を高く持っていただくというところにおきましては共有していただいていると思っております。今、JANSI（原子力安全推進協会）から御説明いただいたようなところがございますので、主たるプレーヤーにはなれないけれども、今の御説明で分かるおと、問題意識はすごく強く持っていただいている。そういう意味において、是非オブザーバーとして参加していただきたいとは思いますが、それは、最終的にはJANSIさんの御判断かなと考えております。

(岡委員長)他に何か御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

(平岡理事)原子力安全推進協会理事の平岡でございます。

私どもの立場は、今ほど御説明したとおりなのですが、例えば、原子力関係の機関といえますと、他にも電中研さんもございますし、そういう間接的にいろんな情報を持っているところというのもあると思いますので、この協議会なるものができた暁には、どういふふうに、それ以外の組織もどうするかということは、別途御検討いただけたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。

(岡委員長)事務局、今の点は何かありますか。

(川渕企画官)そこの点につきましては、十分今後考えていきたいというふうに考えております。

(岡委員長)それでは、その他御意見ございますでしょうか。

多田委員。

(多田原子力部長)日本電機工業会の多田でございます。

細かい話で恐縮なのですが、3ページの5ぽつで、「組織を挙げて取り組む必要がある」というふうに書かれているのですが、この組織というのは、どこをイメージして書かれたのかがよく分からなかったもので、まずは質問と、もし、ここに参加している、協議会に参加するような一つ一つの組織を言っているのであれば、少しこれは書き過ぎかなというふうに思いますので、取っていただければ。

(岡委員長)何行目ですか。

(多田原子力部長)下から3つ目のパラグラフの下から2行目のところに、「組織を挙げて、能力のある人材を充てて取り組む必要がある」と書いてありますが、必ずしも原子力だけをやっている組織ではないので、そうであれば、少し書き過ぎかなというふうに思います。

(岡委員長)ありがとうございます。何かありますか、そのとおりだと思いますけれども。熱心に取り組んでいただきたいという思いが書いてあるのだと思いますけれども、よろしいですか。

その他ございますでしょうか。

伊藤さんお願いします。

(伊藤理事長)原子力文化財団の伊藤でございます。

先ほどコメント申し上げました件、今改めてこの見解を読んでいただきまして、全て納得

いたしました。この2ページ一番下の段落、「今後は、科学の不確実性やリスクに十分留意しながら、科学的に認められた情報等、根拠に基づく情報を作成」というこのところ。それから、3ページの上から11行目、第1パラグラフの下から数行目のところですが、「作成者の解釈が入るため、品質を担保する仕組みが求められる。また、様々な解釈や分析があることにも留意し、多様性を取り入れることも大切である」、ここの部分も納得でございます。それから、この3ページ一番下の段落のところ、「科学的に認められた情報、客観的な事実とともに、作成方針や提供の仕方も併せて発信することで、信頼を得られると考えられ」という、この部分も納得でございます。

以上でございます。

(岡委員長) その他、御意見ございますでしょうか。

三浦委員。

(三浦理事) 原子力機構理事の三浦です。

1件質問させていただきたいところがありまして、3ページ一番下のパラグラフですけれども、「作成方針や提供の仕方も併せて発信することで、信頼を得られると考えられ」と書かれているのですが、これは各機関の考え方、それとも協議会で一定の考え方というのを考えられているのですか。そこはどのように考えられてこの文章ができ上がっているか教えていただければ助かります。

(川淵企画官) 事務局でございます。両方あるというふうに、実は考えております。もう現状において、前回の御説明を頂いたとおり、JAEAはすごく先駆的に、こういう考えに基づいて情報発信されていますということに関して、別に我々として、何か「こういうふうにするべきだ」というつもりは、特にございません。

ただ、今日お集まりいただいている方々の中でも若干ばらつきがございます。一方で、正直申し上げますと、まだ「こういう作成方針です」とか、「編集方針で開示しています」とおっしゃっていただいているところは、ないことも事実でございますので、そのあたりは、我々としては連絡協議会でできれば、今後の議論ですけれども、モデルではないですけれども、こういった作成方針ですとか編集方針、こういったこともあり得るよねということで、案を提示するという事かなと思っています。

(三浦理事) ありがとうございます。

(岡委員長) これは、よく解釈をしておかないと。私はみんなの意見を一つにまとめて、推進側のものを作りたいと思っているわけではありません。よろしいですか。それぞれのホー

ムページで、皆さんがお作りになるのが、皆さんの責任。

それで、ここに書いた「作成方針や提供の仕方」とあって、前回、宮沢様から少しコメントを頂きましたけれども、そういう意味もあって、少し指針というのですか、マニュアルというか、そういうものはあった方がやりやすいのではないかという感じはいたしますので、中身に関するのではなくて、むしろお互い共有して、役に立つようなことであれば、先行のところ、Q S Tさんは先に進んでいますけれども、参考にさせていただいて、少し指針みたいなものも使えるようになったらいいのではないかと思って。

宮沢さん、何かそのあたりございますでしょうか。

(宮沢氏) 今、岡先生から御指摘されたとおり、やはり皆さんで共通した、「こういうものをベースに考えて、それで作っているんだ」という考え方を全部同じ文言で、同じ形式で置くというのではなく、いろいろな議論があるときに、このホームページ、あるいはその他の媒体作りに取り組んでいるのだという、態度をまず分かってもらうことが、私はかなり重要ではないかなと思っています。

外国のものを見ると、いいとこ取りだけしますけれども、米英のものについては、比較的そこがよく見えているのですが、日本の場合、日本語が分かり過ぎて注意深く読んでいないというところもあるかもしれませんが、日本の場合には、比較的その前提はスキップして、共通のやり方を余り明確化していないような感じがいたします。

ですから、標準化するというような、いわゆる I S O の規定ぐらいにがんじがらめのものではなく、「大体こういうものとかいうものはカバーしようよ」というようなものを協議会の中で確立していただけると、後々にとって、考え方を継続できるのではないかなと考えたものですから、提案をさせていただきました。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。三浦さんどうぞ。

(三浦理事) 原子力機構理事の三浦です。

ありがとうございます。私も統一という考え方が、皆さんで違うところがあるので、違った部分は違った方針とか、提供の仕方があると思うので、それをまとめるという方が現実的だし、信頼を得られやすいかなというふうに考えますので、よく理解しました。ありがとうございます。

(岡委員長) ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

阿部委員。

(阿部委員) 私だけ発言して申し訳ありませんが、お許しが得られれば。

私は、この見解全体として、これで採択するという事に反対はいたしません。ただ、その場合にも、私は、この1ページ目の2ぽつの最後のところに書いてある、今回はまず取り上げることとするという、ここに重点、アンダーラインをしておきたいと思えますけれども、つまり、今世の中にある原発批判派、反対派という大きな固まりがあるのですけれども、その間の橋渡しをするというのは、私は究極的に、非常に大事な事だと思えますけれども、そこまでは、今回は行けないので、まずは、この原子力関係の団体がやっていることを改善しようというのが今回の目的だと、この2行にそういうことが書いてあると思えますので、そういう意味において、私はこれでよろしいかなと思えます。

その先まで行くということについては、部内で検討したときも十分な支持が得られませんでしたので、今日はこれでしょうがないと思えますけれども、にもかかわらず、この程度のもので、各組織が努めていただくことによって、私はかなり橋渡しに近づけるのではないかと思います。それは、やはり各組織が心を広く持って、批判的な人、反対派の人、例えば、「こういう意見もありますね」ということを資料の中に入れて、「これについてはこうです」という解説なり、違う見方を出すことによって、私はいろんな議論が進んでいくし、橋渡しも少しは近づいていく、前進していくと思えますので、これは各々の組織、団体のやり方の問題でございますけれども、そういうことにおいて、この今日まとめるであろう見解でも、いろいろ進める方法はあるということをお願いしたいと思います。

(岡委員長) ありがとうございます。

よろしいでしょうか。その他ございますか。

中西委員どうぞ。

(中西委員) 今おっしゃったことに少し関係することでもあるのですが、3ページの5ぽつの下から5行目、「多様性を取り入れることも大切である」とありますが、この「多様性」という言葉が少し浮いている気がします。もう少し説明があってもいいのではないかと思います。

それに関連しまして、科学的な根拠というのが正しいかどうかということも配慮が必要かと思えます。科学的なデータということですが、福島事故以来、被害に遭った人たちは、それまでずっと科学的なことを言う人たちと一緒に考えてきたと思えます。しかし事故以降、その科学的なデータが正しいかどうかという懸念を持ったように思えるのです。ここは非常に大切な点なので、どうしてだろうと考えてしまうところです。例えば、会社の中

で、ある製品開発をしたいときは、研究者は、あえてマイナスなことを言おうとは思いません。出されたデータは正しいのですが、一定の範囲内のデータといいますか、自分で決めた範疇（はんちゆう）のデータを出すということになります。どういうデータを出すかという範囲が決まっていれば、それを繰り返し出していきますと、おのずとそこに意見がついてくると思います。

ですから、広い範囲を満遍なく、正しい正しくないということではなく、いろいろな分野のデータを出していくということが、福島の人に対する懸念を払拭するのに一番のことではないかなと考えています。この点を少し考えて、多様性の担保ということが大切だと思ったのですが、ここでは、何の多様性かがはっきりしないこともあり、少しこの言葉が浮くような気がします。そこで一言だけ説明があればいいかと思いました。

（岡委員長）ありがとうございます。何かありますか。

（川渕企画官）多様性の部分につきましては、少し文言を、説明をつけ足したいと思います。

（岡委員長）その他ございますでしょうか。

進藤さん。

（進藤次長）内閣府の進藤でございます。

本来、事務局で、私がコメントするのは天に唾なのですけれども、3ページ目の一番下の段落で、分かりやすさの観点から確認をさせていただければと思うのですけれども、1行目のあたり、「中立性・独立性が指摘されることもあるが」という、「中立性・独立性が担保されていることが必要だねということが指摘されることもある」というニュアンスだと思うのですけれども、単純に書いていくと、少し解釈が曖昧（あいまい）かなという感じがしたので、少し工夫をしたらどうかということと、3行目のあたりで、「信頼を得られると考えられ」の後、更に「、」でどんどん文章が続いていくのですけれども、かなり長いので、少し切ったらどうかなということを思ったのと、それから、最後のページの7行目に、10の団体が書かれた後に、「等」と書いてあるのですけれども、これについてイメージがあるのか、ないのか、ないけれども残すのかどうかといったような点と、その同じ行で、「連絡協議会のようなもの」と書いてあるのですけれども、これは、「連絡協議会のようなもの」と書くか、あるいは、もうすっぱりと、「連絡協議会を立ち上げ」とするかといったあたり、少し細かいのですけれども、簡潔に確認しておく、後で文章がしまっているのではないかと思います。失礼しました。

（岡委員長）最初は、「中立性・独立性が担保されるように」というのは、「担保される」と

という言葉を入れた方がいいというコメントですか。

(進藤次長) 要するに、この文のままですと、「中立性・独立性があるねというふうに指摘される」とか、「中立性・独立性が必要だねと指摘される」とか、いろんな読み方がされるかなというふうに思ったということです。

(岡委員長) もう少し正確にするとよいと御指摘いただいたということですね。

その他ございますでしょうか。

どうぞ。

(中西委員) もう一つ、4ページの最後のところの下から4行目、「期待したい」と書かれているところです。私は情報の開示、そして情報体系の整備は非常に大切なことだと思いますので、「期待したい」という言葉は、少し表現が弱いように思えるのですが、もう少し他の書き方はないものでしょうか。

(岡委員長) 具体的には。原子力委員会自身がやるわけではないので、それ以外の表現で何かいいものがあればということですね。もう少し強い方がいいということですか。

(中西委員) ええ、もう少し強い表現でもいいのではないかと思います。

(岡委員長) 余り強いと、みんなに押しつけるみたいになるので、何かいい表現があれば考えるということ。

その他はございますでしょうか。

さっきお話ししていた「等」のところで、電中研さんのお名前なんかが出ています。我々は連絡が間に合わなかったというのが正直なところではないかと思うので、「等」というのはそういう意味で書いてあるということだと私は理解していますが、そんなところでもいいですか。

(川渕企画官) 事務局です。そのとおりでございまして、体力的に回る余裕がなかったというのが一つ。

「進めることを期待したい」ですけれども、もしよろしければ、「進めることとする」という形にさせていただければというふうに思っております。

(岡委員長) それでは、その他ございますでしょうか。

室谷さん。

(室谷参事官) 今の点はどうでしょうか。先ほど委員長がおっしゃったように、本来、この件について誰がアカウンタブルか、誰がやるべきかという主体の話になると、やはり事業者だと思うのです、原子力委員会というのは、そういうふうに皆さんやったらよろしいの

ではないでしょうかという、いわば問いかけで、問いかけの強さに関するものであれば、「期待する」でもいいし、「強く期待する」でもいいのですけれども、原子力委員会が「こととする」というふうな部分について、委員長として、そうなると、委員会が自らプレーヤーになってしまうのですけれども、そのところを御確認いただけますでしょうか。(岡委員長) 委員会自身がやるということではなくて、こういうことを進めるということを期待しているのだと思うのですけれども、表現については、適切な表現を後で考えるのがいいのではないかと思うのですけれども。いろんな思いも、いろいろ人によって違うところもあると思うのですが。

今日は意見を頂きましてということですが、その他、何でも結構ですけれども、よろしいでしょうか。

大体意見を頂きましたので、何でも結構ですが、よろしいでしょうか。

見解というのは、最後に文章を原子力委員で確認をして決めることになっておりますので、今日頂いた意見を委員会の事務局で整理をしまして、次回はもう、皆さんに改めてそれについて意見を伺う必要は、多分ないと思っております、次回は普通の委員会、拡大ではない委員会で見解の議論を我々でさせていただくということを考えております。

それでは、よろしいでしょうか。わざわざお集まりいただいたのですが、何か特に発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この議題、大変ありがとうございました。

それでは、次の議題をお願いします。

(室谷参事官) 日印原子力協定の署名についてが次の議題なのでございますが、まだ外務省の方、11時45分をめぐりにお越しになる。もっといろいろ御意見があるかなと思ったので、そういう時間設定にしておりますので、一度休憩ということで、11時45分頃再開というふうにさせていただきたいと思えます。

(岡委員長) では、11時45分まで休憩ということでやらせていただきます。

どうもありがとうございます。

(休憩)

(岡委員長) それでは、再開いたします。

それでは、参事官をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

2件目の議題は、「日・インド原子力協定の署名について」ということでございます。

本日は、外務省のアジア大洋州局南部アジア部南西アジア課の有吉課長、そして軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室の砂原首席事務官にお越しいただいております。本日は、有吉課長より御説明を頂いた上で、適宜、砂原首席事務官の方から補足を頂きたいというふうに思っております。

それでは、御説明の方をよろしくお願い申し上げます。

(有吉課長) おはようございます。外務省の南西アジア課長の有吉と申します。

それでは、日印原子力協定の署名を行いましたので、その概要について御説明させていただきたいと思います。

お手元に、2-1から2-4までの関係資料を配っておりますので、それに従って御説明したいと思います。

最初に資料2-1「日印原子力協定の署名」でございますけれども、ここに冒頭書いてございますとおり、11日、モディ首相の訪日の機会に署名を行いました。

交渉の経緯は、ここに書いてありますとおり、2008年に原子力供給国グループでインドが表明した「約束と行動」と呼ばれる核実験モラトリアム等の政策を前提として、NPTを締結していないインドへの原子力関連資機材の移転を例外的に可能とすることを決定して、その後、(2)にありますとおり、2010年に我が国として交渉の開始を決定して、交渉を行ってきたものであります。

協定の概要でございますけれども、ここに書いてありますとおり、核物質等の平和的目的に限った利用(第3条)、国際原子力機関(IAEA)による保障措置の適用(第4条)、核物質等に関する情報の交換(第5条)、核物質等の防護措置の確保(第7条)、それから、インドにおける再処理(第11条)、そして、協定の終了、協力の停止、再処理の停止等が第14条に規定されるという構成をとっております。

協定そのものにつきましては、資料でお配りしておりますので、2-3になりますけれども、それを御参照いただければ、より正確な文言が御参照いただけるとと思います。

それから、資料2-2ということで、11日の日印首脳会談後の安倍総理の発言、それから、野上内閣官房副長官の記者ブリーフにおける発言が掲載されております。

この資料をお配りしたのは、特に野上副長官の方がより詳しく書いてありますけれども、政府の考え方というものが最も明確で分かりやすいからであります。

御紹介いたしますと、2の(1)ですけれども、インドは2008年9月に核実験モラトリアムの継続、軍民分離の実施、厳格な輸出管理を含む「約束と行動」と呼ばれる政策を

表明し、原子力の平和的利用を進める固い決意を明らかにしています。この政策を前提として、NPTを締結していないインドと各国との間で平和的目的の原子力協力が可能になったことを踏まえ、我が国も本協定の交渉を開始したものです。

本協定は、日印両国間で移転される原子力関連資機材の平和的利用を法的に確保するものです。

本協定を締結することにより、原子力の平和的利用についてインドが責任ある行動をとることを確保し、インドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながります。これは「核兵器のない世界」を目指し、不拡散を推進する日本の立場に合致するものです。

なお、本協定は、終了を求める理由のいかんにかかわらず、「書面による通告の日から1年で終了する」と規定しています。仮にインドが核実験を行った場合には、我が国は、協定の規定に基づき、協定の終了につき書面による通告をインドに対して行い、その上で、本協定上の協力を停止することになります。

というものであります。

最後の、これまでの経緯に鑑みて、核実験を行ったときに停止するののかということがいろいろ関心の高いことになっておりまして、この条項につきましては、この第14条を見ていただきたいのですが、第14条1に、「他の締約国政府に対して1年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有する」と規定しています。それから、同条2ですけれども、「協定の終了を求める締約国政府は」、終了の通告後の協力の「全部又は一部を停止する権利を有する」と規定しております。

第14条1に、終了を求める理由のいかんにかかわらず、協定は「書面による通告の日から1年で終了する」と規定しておりますので、仮に、インドが核実験を行った場合には、我が国は、これらの規定に基づいて、協定の終了につき書面による通告をインドに対して行い、その上で本協定の協力を停止することになるということでございます。

この我が国の立場はインド側も了解しておりまして、別途資料2-4という形で配付しておりますけれども、「見解及び了解に関する公文」においても確認しております。

以上が、政府からの冒頭の説明ということでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑応答にまいります。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) お忙しい中、お越しいただいて御説明いただきありがとうございます。

私は、この日印原子力協力協定について幾つか懸念を持っておりまして、それをこれまで

表明してきましたけれども、基本的には、私は日本とインドが経済面、政治面、安全保障面、いろいろな面で協力するのは大賛成でございます、大いにやっていただきたいと思えます。

それから、日本の優れた原子力関係の技術、機材、原子炉も含めて、そういったものを海外の顧客に大いに売ろうというものも反対はございません。ですから、リトアニアとか、トルコとかベトナム、これは今クエスチョンマークになっていますけれども、そういったことに出すことも、私は反対ではありません。

ただ、基本的に、私はこれまで核軍縮と、核兵器の不拡散ということに長く携わってまいりまして、そのあたりに強い関心を持っているものですから、その観点からしますと、これまで、NPTに入って、核兵器を持たないと約束をするか、あるいは、持たないという政策をとっている国以外には、原子力の平和利用のものであっても出さないということで、そこの基本的なバーゲンですね、取引があつて、それをもって、できるだけNPTで認められた国以外は核兵器を持たせないようにしようということで世界はやってきたので、その意味において、それに入っていないインドのような国と、仮に平和目的であっても協力してしまうと、その縛りが弱まってしまうということで、基本的には、私は、やはりインドのようなNPTに入っていない国、NPTに入って、核兵器を持たないと約束をした国以外と協力するということが好ましくないと思うのです。

これは、実は日本政府も、ちゃんとそれは政策として堅持しておりまして、それが証拠に、国連総会、IAEA総会などでも、そういった趣旨の決議があれば、日本は提案国になることもあるし、賛成もしてきたということで、これは、そんな政策は、もう日本は取っていないということは、私は言えないと思うのです。

しかしながら、今日の資料にありますように、2008年にNSGという、そういうことを實際上、主要国の中で、どういう国に輸出を認めるかと定めたグループに、アメリカが主導しまして、インドだけは例外にしようということを提案して、私の記憶する限りでは、日本も最初は反対だったのですが、アメリカの強力な働きかけによって、しぶしぶこれを認めたということがあつて、それをもとに、アメリカがそれまで結んだ原子力協力協定に続いて、フランス、イギリス、ロシアなどが原子力関係の輸出を始める協定を次々に結んだわけですね。最近ではカナダも結びましたし、オーストラリアも結んだ。

特に、カナダ、オーストラリアが大事なものは、ウランの供給国ですので、インドにウランを供給するに違いないのだということで、これは、よって、インドと結んでもいいのだと

いうのは、今日頂いた資料にも書いてありますけれども、そういうグループがもう認めてしまったし、日本が一番大事と考えているアメリカもやってしまったのだからいいではないかという意見が多々ございます。

私のおつき合いしている方々でも、そういうことをおっしゃる方がたくさんいらっしゃるのですけれども、私は、誰かが麻薬を使ってしまったから、みんなで「まあ、しょうがない」と認めたのだから、自分もやろうというのは、やはり、この政治的、道義的に、矜持（きんじ）という難しい言葉がありますね、自己を規律する面からいかがなものかというふうに考えておまして、そういう意味において、今回の合意についても、広島市長とか長崎市長が、「いかがなものか」とおっしゃっていることには同感でございます。

しかしながら、そうは言っても、世の中、いろんなことはもう動いているので、ある程度、この厳しい縛りをかければやむを得ないではないかという意見もあって、私も、しぶしぶではありますけれども、それはしょうがないかなと思います。

そこで、したがって、今度の協定がどれだけ厳しく縛りをかけているのかということ、私はよく吟味してみたいです。

これまでは、前回、有吉課長からお話を伺ったときも、この協定はまだお渡しできませんということで、読ませてもらっていなかったもので、初めて11日に拝見しました。ですから、まだ私も、さほどよく中身を勉強していないのですけれども、そういうことで、幾つか今日は質問させていただきたいと思いますが、最初に質問させていただきたいのは、今回、この協定の本文と、附属の一緒に出された「見解及び了解に関する公文」というものが出されましたね。日本とインドの間で、この関連である文書は、これで全部でしょうかというのが最初の質問でございます。

(有吉課長) お手元に配付しましたとおり、協定、それから公文、それが今回の原子力協定に関する文書でございます。協定には、後ろに附属書が付いておりますけれども、これらが全てでございます。

(阿部委員) ということは、公表されていないこういう議事録とか、メモとか、そういうものはないということでございますね。

(有吉課長) そのとおりでございまして、我が国というのは秘密協定といったものは行いませんので、表に出してある、ここにある配付が全てでございます。

(阿部委員) ここにある、一緒に発表された「見解及び了解に関する公文」というのは、この協定の一部、附属文書ではないのですね。

(有吉課長) 協定そのものではございませんけれども、今度、国会で審議いただくときには、参考として提出させていただくことを考えております。

(阿部委員) そこで、私の主たる関心は、同時に発表されました、インドが核実験した場合はどうなるのかということと、もう一つは、この説明の資料にも書いてあるのですが、インドが、日本が行った、日本から得られたものについて、これをあくまでも平和的目的に使うということが、実際上どういうふう to 確保されるかということに関心がございます。

一つは、この最初の、核実験をした場合でございますけれども、確かに、この14条に、いずれかの締約国は、1年の通告をもって協定を終了させることができると書いてありますね。ただ、その後、どういう場合にできるかということが書いてあって、3項ですか、「この協定の違反を示す場合には……違反が重大であると認められるものであるか否かについて考慮を払う。いかなる違反も、条約法に関するウィーン条約における重大な違反の定義に相当する場合でない限り、重大なものであるとみなすことはできない。」と書いてありますね。ということで、そうすると、日本政府が、仮にインドが核実験をしたということになった場合に、これはウィーン条約からいって、これは重大な違反と言えるのでしょうか。

(有吉課長) この3項でございますけれども、冒頭に書いてございますけれども、「終了を求める通告の理由としてこの協定の違反を示す場合には」ということですので、あくまでも、違反を示す場合にこういうことをやるわけですが、我々が考えているのは、インドが核実験を行う場合には、ここによらずして、第1項、そもそも通告をすれば終了できるわけですから、その1項に基づいて終了を行うということを考えております。

(阿部委員) ありがとうございます。そうすると、その場合には、日本政府は、協定の重大違反だから終了するということと言わないで、何らかの別の理由で終了することになるだろうということですね。

(有吉課長) はい。

(阿部委員) なるほど。

その場合には、4項で、しかしながら、その終了を通告した国は、協定に基づいて移転された核物質、それから資材、設備、回収されたもの、副産物として生産されたものの返還を要求する権利を持つと書いてありますね。ということは、例えば、可能性はないかもしれませんが、燃料を供給した。ただし、原子炉を供給して、建設してしまったものを返せと言われてもなかなか難しいかもしれませんが、動かせるものは返せということと言える

ということですね。

(有吉課長) 協定上、権利として規定されておりますので、そういう権利を我が国は有していることではございます。

(阿部委員) そこで、次の5項に行きますと、この権利を行使する場合には、協議をして、「原子力の利用可能性に関し、関係締約国政府の原子炉の継続した運転の重要性に特に考慮を払う」と。提供したものをやって、返還を求めて、原子力が動かなくなると、当然発電ができなくなるので、かなり重要な影響がありますよね、そこは考慮を払わなければいけないということですね。それが、またその国の「原子力計画にとって重要なものに及ぼす潜在的な悪影響に考慮を払う」と。こういうことに考慮を払うと、なかなか簡単には停止を通告できないかもしれませんね。

それから、さらに、14条の最後の方ですけれども、ここで、この最後のところに、その「停止によるインド経済への損失の可能性及び当該停止によるエネルギー安全保障への影響に考慮を払う」と。それから、「発電の中断がインドの経済に及ぼす悪影響についての補償及び契約上の義務の中断を理由とする損失についての補償につき協議する」とありますね。つまり、仮に、二千何十何年かにインドが核実験をして、日本側が、これは一緒に作った公文に反すると。よって日本は、協定は停止すると言って、どこかのインドに造った原発の運転が停止すると、それについて生じる損害について、インド側は損害補償を請求することができるということですね。それについて協議する。あるいは、それがもし日本の何とかメーカーさんが提供した原発である場合には、当然ながら、その建設契約を結ぶわけで、それをまた停止して、動かせる部品を持って帰るという場合には、契約違反になるかもしれませんね。そうすると、その会社は訴えられるかもしれませんね。そういうことについて協議するということが、ここに書いてあるのですね。

(有吉課長) いろんな論点がありましたけれども、総じて言いますと、「考慮を払う」、あるいは「協議する」ということは書いてございますけれども、「こうしなければならない」ということが書いてあるわけではございませんで、この件につきましては我が国の立場ということで、改めて公文の中で、我々は、インドが核実験をした場合には、正確には9.5の声明というか、ムカジーの声明と反した活動を行った場合には、第14条の権利を行使するのだということを明確化しているということでございます。

それから、公文の1の(iv)でございますけれども、先ほど、損失の中断、補償ということについて言及がありましたけれども、発電の中断がインドの経済に及ぼす悪影響の補償、

契約上の義務の中断を理由とする損失についての補償に関するインドの請求に対し、日本が第14条9に規定する協議を通じて異議を申し立てる権利を留保する旨を述べたと書いてございまして、我が国としては、我が国の見解を公文に明記しているということでございます。

(阿部委員) 実際問題としても、日本のどこかのメーカーさんが、インド等に原発建設するとなつて、契約を結んで建設を始めるという段階において、途中でインドが核実験を行ったときの日本政府、〇×内閣は、「これは、インドとの協力は停止すべきだ」という声が上がってきたときに、しかしながら、当然ながら日本の大企業が契約をしているわけですが、それでも、「その契約はやめろ」と、「ちょっと作業は中断しよう」と、「物は持って帰ろう」ということは、なかなか言えないかもしれませんね。これは臆測でございますけれども。

当然ながら、経済界からは、「そこまでやるのは行き過ぎではないか」と。特に、よくある例は、これも、私はかつてインド、パキスタンが核実験をしたときに、経済制裁をやるということをやったわけですが、そこで起こってくる議論は、「進行中の既契約分があるではないか」と、「そこまでやるのはやり過ぎだ」と、「新規を止めろ」という話になってくるのです。恐らく、起こり得る状況としては、「既にやっているものはしょうがない」と、「既契約分はやらせようではないか」というような声が上がってきて、そのときの政権は、それを押し切ってまで止めるということは、なかなか難しいのではないかという気がするのです。これは、日本側交渉団が頑張つてここまでやったのかもしれませんが、将来の見通しでは、これはそれほど簡単ではないなという気がいたします。

そこで、もう一つ質問なのでございますけれども、この「見解及び了解に関する公文」の、1ぽつの(iii)とあつて、(ii)では、日本側代表団は、「(i)に規定する基礎に何らかの変更がある場合には」、つまり、仮に核実験が行われた場合には、「規定する権利を行使し、及び同条に定める手続を開始することができる」と。つまり、協定の実施を停止することができるということが書いてあるのですが、すぐ続いて、(iii)で、日本側代表団は、この「9月5日の声明に違反するインドの行動は通常の状態からの深刻な逸脱とみなされることとなる旨述べた。そのような場合において、協定の適用を受ける核物質の再処理は、協定14条9の規定により停止される。」と書いてありますね。つまり、日本が将来提供するであろう原発で使った使用済燃料を、再処理をしてプルトニウムを取り出すという再処理を停止すると書いてあるのですけれども、何となく、(ii)について(iii)があるも

のですから、つまり、（ii）で協定の実施を停止すると言って、大上段に構えたけれども、実際やるのは、この（iii）の再処理の停止だけだというふうに、この文書は読まれかねませんね。ここの関係はどうなっているのでしょうか。

（有吉課長）この（ii）というのは、正に協定の終了、協力の停止に関する記述でございます。我が国は、ここに書いてあるとおり、インドが核実験を行った場合には、協定の終了、それから協力の停止を行うということでございます。

再処理というのは、我が国が建設をした原子炉で行われるものではなくて、再処理施設で行われるものですから、ある種別の話というか、もう一つ別途の話としてあるものですから、ここの（iii）で書いてあることは、その再処理施設も停止するのだということを明確化するために作られているものでございますので、（ii）をやらなくて（iii）だけをやるとか、そういうことではなくて、この（ii）、（iii）双方を行うということでございます。

（阿部委員）ただ、これをさっと読みますと、やはりインドの人もさっと読むと、（ii）で協定を停止すると書いて、その次に、すぐ後で再処理を停止すると書いてあるので、要するに、協定は停止するというけれども、実際にやるのは、原発の建設を中止するのではなくて、再処理をやめなさい、これだけなのかなというふうに読まれかねませんね。ここは大丈夫なのでしょうか。

（有吉課長）そこは、（ii）と（iii）は別の話で、両方やるということについて、インド側との間で何ら誤解はないし、間違っただけで受け止められていることはないと考えています。

（阿部委員）そこで、次はこの平和利用の確認ということですが、例えば、日米の原子力協力協定では、アメリカから得られた機材、技術などを使って行った核物質、関連物質は、最後の最後まで、全て日米協定に基づいて、どこに行ったのか、何に使っているのだと全部確認することになっていますね。したがって、例えば、GEのデザインで造った原発、福島もそうでございますけれども、その使用済燃料を六ヶ所村に持って行って再処理をする。それからプルトニウムを取り出すとあって、そのプルトニウムはどうするのか、全部、ずっと最後の最後まで日米原子力協定では追跡をして、それについてアメリカは、同意しないとやってはいけないという規定になっていますね。

インドの場合は、どこかの日本のメーカーが提供した原子炉で、オーストラリア産かカナダ産のウランを使って、濃縮ウランを使った燃料、使用済燃料を、日本が再処理施設を提供するということはないと思いますけれども、どこかの別の再処理工場に持って行って再処理をするという場合には、その場合に、何トンの使用済燃料を持って行って、いつ何ト

ンを再処理して、何キロのプルトニウムを生産しましたということは、日本は確認できるのでしょうか。

(有吉課長) 御指摘の点は、まず2つの次元の話があると思っています。

一つは I A E A との関係で、インドは I A E A と保障措置協定を結んでいるわけですが、この民生用原子力というものにつきましては、全てその I A E A の保障措置がかかる施設を特定して、そこで I A E A に対して報告を行い、I A E A が査察をするということになっておりますので、インドの、国際社会と協力して行われる原子力協力が、その I A E A の保障措置ではないところに行くとか、そういったことにはなっていないというのが、まず一つの次元の話でございます。

もう一つは、この協定に書いてございますけれども、第4条にも確認的には書いてございますけれども、第4条の2の(b)に、「保障措置の適用を常に受ける」と最後に書いてございます。

それから、もう一つの次元の話というのは、日本との関係ということでございますけれども、この第5条に、核物質に関する情報の交換に関することが書いてございまして、ここに書いてあるとおりでございますけれども、特に2項でございまして、この協定の適用を受ける核物質、及び核物質ではない資材等々の情報を交換するということになっておりますので、適切に我が国としても把握すべきものは把握できると考えています。

(阿部委員) 幾つか関連の質問がありまして、一つは、協定のどこかに、日本は濃縮と再処理のものは提供しないと書いてありますね。

(有吉課長) 第2条の4。

(阿部委員) そうですね。これは NSG でも機微技術ということになっていて、原則、濃縮と再処理の技術は出さないようにしようではないかというのが NSG のあれですので、それを、これは日本が率先してそこに書き込んだ。これは非常にいいことだと思うのですが、したがって、再処理するのは、恐らくどこか別の施設でなされるわけですが、私が記憶する限りでは、インドは I A E A と保障措置協定というのを結んでいますけれども、これは、日本のようなタイプの包括的な協定ではなくて、インドは、たしか I A E A の保障措置に含めるべき施設を自分で選択できるようになっていますね。

私が記憶するところ、再処理施設は入っていないのではないかと思いますけれども、入っているのはありましたか。これは砂原さんか、後ろの方か。

(有吉課長) これは、一応再処理附属書というものが、協定の後ろの方を見ていただくと、附

属書Bというのがございまして、その3に、「この附属書の規定の適用上、『施設』」とあって、「二の新規の国内再処理施設」というふうに書いてございますので、あるいは、「追加的な新規の国内再処理施設」と書いてありますけれども、いずれにしても、再処理を行う場合には、新規のものを建設するものを前提としておりますので、インドは既存の再処理施設というものはあるのですけれども、それについては、この協定との関係、あるいは我が国との関係では、関係がない施設ということになります。

(阿部委員) 協定に基づいて、できたものは全てIAEAの査察のかかるものに置いてやるということが書いてある。ここにおいて、新規の再処理施設はIAEAの保障措置協定に含めると書いてあって、漏れはないという説明ですね。

(有吉課長) そうです。現時点で、インドは保障措置の対象となる施設をいろいろ登録してありますが、基本的には原子炉と、それから燃料工場6施設、それから貯蔵施設2施設ということなので、既存のものは、まだ再処理工場については、軍民分離におけるIAEAの査察対象のものに入っていない。我が国の関連するものが再処理を行うときには、それは新しい、IAEA保障措置下の施設で行うということでございます。

(阿部委員) ですから、そうすると、IAEAの保障措置がかかって、IAEAの査察官がいろいろ調べるということで、IAEAを信じなさいとなれば、それでいいのだということになるわけですが、日本政府がインド政府との間で、何とか原発で何トン使用済燃料ができました。それを何月何日に再処理施設に、新しいところに持っていきました。何トン処理しました。そこで何キログラムプルトニウムができましたという数字は、日本政府がインドの間で、2国間で確認できるのでしょうか。そこでさっき言及された、日印間で情報の交換を行うと書いてありますね。ただし、そこをよく読むと、両国政府の合意に基づいてと書いてあるのですね。ということは、インドが、「これを出すのは嫌だ」と言えばもらえないということになりますけれども、そこで私が冒頭に聞いたのは、これ以外、一切合意文書はないのですかということ聞いたわけです。

(有吉課長) 最後の質問で、合意文書というものはないわけですが、第5条2の情報交換につきましても、本協定が適用される核物質が、情報をしかるべく得ることができると考えておまして、その内容は、基本的に我が国が他国と締結している原子力協定上交換している情報と同様なものになるというふうに考えています。

(阿部委員) それは、どうやって確認できるのでしょうか、今おっしゃったことは。文書に残っていないとおっしゃいましたよね。でも、實際上、日・インド間の交渉でそういう議論

をしたということは残っているのでしょうか。

(有吉課長) それは、当然、交渉をしております、交渉の中で、先ほど申し上げたとおり、我が国が他国と締結している原子力協定と、情報と同様なものになる、ことが得られることができるかと我々が判断しているわけでございます。

(阿部委員) そこは、恐らく日本側の代表団が、そういうことで頑張ったのかもしれませんが、今おっしゃった、日本が他の国と結んでいる協定と同等のものがとおっしゃったけれども、ということは、日米と同等のものが得られるということですね。これは、僕はとても無理だと思います、客観的に見て。インドは、そんなものは出しませんよ。正に、これはアメリカとインドが交渉したとき、オーストラリアとインドが交渉したときに、インドが頑として、「そこは出しません」と言ってはねつけたところですから。そこは、日本は取れなかったのではないですか。だから文書に残らなかったのではないですか。

(有吉課長) 文書の世界では、この第5条2に書いてある、繰り返しになりますけれども、5条2の文言で、我々は十分必要なものが確保できると思っております。

(阿部委員) 私も外務省で、経済関係、軍縮とかいろいろ交渉を担当しましたけれども、いろいろ話したことは記憶に残らない。最後にもめたときに、「あなた、約束したじゃないか」というのは、唯一頼りになるのは文書に書いたものだけです。ですから、そういう議論をしたというだけでは、これは非常に根拠は弱いと言わざるを得ないかと思うのです。

とりあえず、私の質問はそれだけでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西委員いかがでしょうか。

(中西委員) 特にありませんが、このような協定についてですが、インド以外の他の国で、これから結ぼうかと予定している国はあるのでしょうか。

(砂原首席事務官) 今現在、交渉中の国としましては、南アフリカ共和国、ブラジル、メキシコ、サウジアラビアがございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) よろしいですか。

私は特にないのですけれども、協定ができて、インドと原子力協力ができるようになったのは、非常にいいことだと思います。いろんなことがあって、国際的な安全保障体制のような、広い見地から。それから、直接は民間の話ですけれども、日本の雇用の話。いろんな観点があると思いますが。

インドは核不拡散というか、そちらの方の意志は非常に強いのだと思うのですけれども、インドと日本の協力がこういうもとで進んでいくということが大変いいことだと思います。特に質問はありません。

どうぞ。

(阿部委員) 違う側面ですけれども、この協定ができると、日本とインドの間でいろんな面の協力が進むわけですね、原発関連の輸出だけではなくて。

そこで、一つ最近見た記事で、インドは高速炉の研究もやっているのです、今日本で非常にいろいろ議論されている高速炉の研究についても、インドと協力できるのではないかなということがありましたけれども、そういったお話もされたかどうか。

それからもう一つは、私に関心を持っているもう一つのアイテムとして、インドは世界で有数のトリウム産地なのです。インドはそれもあって、逆にウランは少ないものですから、昔からトリウムの利用で、トリウムを使って発電をするというような研究をやっています、残念ながら、これは日本は余り研究をやっていないのですけれども、そういう面でもインドと協力するか、情報交換するのは面白いと思いますけれども、そういった話が、その他案件の中でありましたでしょうか。

(有吉課長) 枠組みとして、インドはなるべくいろいろなもので我が国と協力したいという気持ちを持っておりますので、そういった意味では、我が国の協定では、交渉の結果、いわゆる「原子炉」という言葉が使われていますので、可能性としてないわけではないのですけれども、ただ、現実、実態としましては、まだまだその先の世界というよりは、インドの原子力事情、早く電力供給を増やしたいという気持ちが強うございますので、一言で言うと、まだそういうのは先の話で、今ここで何か具体的に議論しているとか、そういうことではないというふうに思っております。

特に、この前、モディ首相が来られたときにも、原子力協定ができて良かったという話の他に、やはり彼らはCOPの話、大気汚染の話というのを非常に重視しておりまして、インドは2050年までに25%を原子力にしたいと言っておりまして、その実態は、最近、デリーの大気汚染、PM2.5の話は、本当に非常に悪くなっておりまして、ざくっと言っても、北京の1.5倍ぐらい、WHOの調査でもありまして、この前、ディワリのときとかは、非常に大気汚染がひどくて、学校は3日間閉鎖、火力発電所も10日間閉鎖というようなことが起きておりますので、とにかく早く、大気汚染をしない形での電力を増やしたいというのがインドの強い気持ちでございます。

(阿部委員) 協定の他のところに書いていますけれども、これによって、日本とインドの間で、研究のドアも開くということで、その結果、当然、今度はインドから研究員を日本に出したいと。将来の可能性としては、常陽で高速炉の研究をしているらしいけれども、そこにも1人出したいとかいう話が出てくる可能性があるわけですね。

(有吉課長) 今、現実としては、まだそこまで行っていないというのが、私が今知っているところで、申し上げられることだと思います。

(阿部委員) 最後になりますけれども、冒頭に申し上げたとおり、核不拡散ということを考えると、できればやらない方がいいというのがあります。もちろん、有吉課長は南西アジア課長で、インドとの友好関係を増進するのが仕事でいらっしゃいますから、やるべきだということはあると思いますが、この、核兵器を持っているけれども平和利用をやっている。エネルギー問題も大変で、大気汚染も大変なのですね。助けるためにも、原子力協力を開いて、原発建設を支援した方がいいのだということは、こういった、今回頂いた、このインドと協力することはいかにいいことなのかということは、この理屈は、実は、かなりのものは、パキスタンにも適用できるのです。将来パキスタンも、「自分もやりたい」と言ったときになかなか難しくなるし、それから、最近まで問題になったイランも、自分もやりたいのだということになると、なかなかこれも難しい。

将来は、これは、実は北朝鮮が、日本が何をやるか非常によく見ている、将来は自分にも道が開けると見ているかもしれないですね。

ですから、そこのところはなかなか難しいところで、正にこの2国間関係を優先するか、不拡散を優先するかというのは非常に悩ましいところで、外務省の中でも、あるいは各国の国際担当の中でも、みんな悩んでいる問題だと思うのです。

ただ、2国間を優先してしまうと、アメリカと日本は、インドとやるのはいいのだと。ところが、中国はパキスタンとやる方がいいのだと言っていますね。みんな必ず自分の好きな国があるので、自分の好きな国はドアを開けていいのだと言い始めると、実は、不拡散は止まらないのです。そこがなかなか難しいところで。

世界の歴史は、アメリカでも、ロシアでも、フランスでも、イギリスでも、2国間政治優先の方が勝ってきたのですね。その都度、ワシントンでも、モスクワでも、パリでも、ロンドンでも不拡散派は議論に負けて、拡散は止まらなかったというのが歴史ではないかと思うので、できるだけ、ここは慎重に構えた方がいいかと考えます。

以上でございます。ありがとうございます。

(岡委員長) 私も一つ。1 ページ、「イーター国際核融合」と書いてありまして、何でこれが特出しになっているのかなと思ったのです。IAEAと国際協力を、インドを含めているところも、他にもいろいろある。このイーターを特出しというのは、普通、こういう協定で特殊なのか、そうでないのか、どういう理由なのかというところを伺いたい。

(有吉課長) 一言で言うと、この部分は、いろんな交渉経緯がありますけれども、インド側が入りたいという希望があり、別に協力してきたことを認識という事実関係でもございますので、我が方にしても、前文に入れることは問題なかろうということです。

(岡委員長) ですから、こういう協力協定において、こういうものを特出しすることは、例外的でないという理解でよろしいですか、インドということに限らず。

(有吉課長) 全ては、相手国との交渉事でいろいろ決められるものですので、相手側が入りたいもの、それが我が国のいろんな制度に比べて問題がなければ、協議を進めるために、こういうところは文言交渉していくところだと思いますので、その結果、今残っているということです。

(岡委員長) ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。

それでは、大変ありがとうございました。

それでは、今後の会議予定をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

その他案件でございますが、本日は2つございます。

まず、1 件目でございますけれども、本日の委員会終了後、テクニカルブリーフィング、これは先ほど、前半の方で議論いたしました「理解の深化 ～根拠に基づく情報体系の整備について～」、様々な議論が前回もありましたし、今日もありました。見解は来週以降というか、12月1日に再議論する予定でございますが、御理解が十分ではない方がおられたら、お残りいただければ、本件について事務局から御説明をすることが可能でございます。お残りいただけたらと思います。

2 件目が会議予定でございます。次回、第38回原子力委員会の開催につきましては、12月1日14時30分、2時半から中央合同庁舎4号館の12階1202会議室において行う予定でございます。議題の一つ目は、「理解の深化 ～根拠に基づく情報体系の整備について～（見解）」について、再議論をして仕上げをする予定でございます。さらに、

2件目としては、「軽水炉の利用について」ということで、関電や電事連などから、あとは電源開発の方から現状についての御説明を頂くことを考えております。

以上が次回の会議予定に関する情報でございます。

以上、御案内申し上げます。

(岡委員長) その他に委員から御発言ございますか。

それでは、ないようですので、これで委員会を終わります。

どうもありがとうございました。